

No.	委員発言骨子	対応
1	「災害廃棄物」及び「汚染廃棄物」の定義について	<p>「災害廃棄物」及び「汚染廃棄物」について、以下のとおり脚注を記載します。 また、「放射性物質に汚染された廃棄物」は、「汚染廃棄物」の表記に統一します。</p> <p>○(4頁)災害廃棄物 一般には地震や津波、洪水など、災害に伴って発生する廃棄物全般をいいますが、本計画においては、東日本大震災により発生した廃棄物を指します。</p> <p>○(10頁)汚染廃棄物 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、当該原子力発電所から放出された放射性物質に汚染された廃棄物をいいます。</p>
2	「ダイオキシン類」の脚注について	<p>以下のとおり、脚注に追記します。</p> <p>(36頁)ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナPCB)の総称です。ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで非意図的に生成されて燃焼排出ガスや化学物質の不純物として環境中に排出され、人に対する発がん性や催奇形性、<u>内分泌かく乱作用</u>が疑われています。</p>
3	目標区分「ー」の説明について	<p>以下のとおり、脚注に追記します。</p> <p>(11頁)目標区分 現況値を基準として、目標年度における目標値をどのような趣旨で設定したかを示します。 ↗:現況値を上げていく →:現況値程度を維持していく ↘:現況値を下げていく</p> <p><u>なお、数値がより高い、又はより低いことが望ましいが、このことを上述の矢印で表示すると、現況値と目標値との関係に矛盾が生じるものについては、「ー」と表記します。</u></p>

No.	委員発言骨子	対応
4	「廃棄物」と「廃棄物等」の定義について	<p>「廃棄物」については、廃棄物処理法において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの」と規定され、「廃棄物等」については、循環型社会形成推進基本法において、上記の「廃棄物」に加え、「一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品」と規定されており、本計画においても、これらの定義に沿うよう修正します。</p> <p>また、「廃棄物等」の脚注を以下のとおり記載します。</p> <p>(22頁) 廃棄物等 廃棄物処理法に基づく廃棄物に加えて、廃棄物以外の使用済物品、副産物等を含みます。</p>
5	基本目標の設定に連動した主体の役割の追加について	<p>基本目標に「福島を想う全ての人々の力でつくろう」があることから、以下のとおり追記します。</p> <p>(46頁) 第4節 福島を想う全ての人々に期待される役割 ○ 本計画に掲げる目標の達成に向け、県内はもとより、国内外の福島を想う人々の協力を得ながら、本県の環境の保全・回復に関する施策を推進します。</p>